



平安京の街路樹

瀧川 政次郎

序言

- 一 街路樹の起原
- 二 街路樹の目的
- 三 街路樹の種類
- 四 街路樹の配置
- 五 街路樹の保存

序言

私は、數年前本誌道路法施行十週年記念號に『王朝時代の道路法』と題する論文を掲載したことがある。平安京の街路樹のことは勿論その中で一通り述べて置いたが、該論文の目的は、王朝時代の道路法の一般を通観するにあつた爲めに、平安京の街路樹の

ことには、自ら専らなるを得なかつた。本論文は、それ以後に研究し得たところの史料を補つて、専ら平安京の街路樹のことを論述したものである。前論と併せ見らるるを得ば、筆者の幸甚これに過ぎたるは莫い。

一 街路樹の起原

我が國に於いて、街路樹のことが記録に見えるのは、類聚三代格に見える次の官符が初めである。

乾政官符。

應義内七道諸國驛路兩邊遍種菓樹一事。右東大寺

普照法師奏狀偈。道路百姓來去不絶。樹在其傍足息疲乏。夏則就陰避熱。飢則隨子噉之。伏願城外道路兩邊栽種菓子樹木者。奉勅依奏。

天平寶字三年六月廿二日

難波、大津、平城、恭仁等の諸京も、條坊を劃した支那風の都城であるから、その大路には街路樹が植ゑられてゐたことと推測せられるが、明證を見出せないのは遺憾である。我が國に於ける都城の街路樹のことが、ものに見えるのは、平安京の街路樹の楊柳を詠じた次の凌雲集の詩が初めてある。

從八位上守播磨權少掾多治比真人貞清二首。

和音祭酒賦朱雀衰柳二作。

皇城陌上楊將柳。兩々三々夾道斜。嚙昔榮卒都不見。

今時鸛鶴一應嗟。□寒着樹非真葉。霏雪封枝是僞

花。既就堯衢待恩照。阿誰更憶陶潛家。

凌雲集は、陸奥守小野岑守が延暦元年より弘仁五年に至る三十二年間の詩を集めたものであるから、右の多治比貞清

の詩に見える皇城陌上の楊柳は、疑もなく平安京の街上に並んでゐた街路樹である。又催馬樂には、

淺綠 一段拍子廿四、青馬同音、近來不用

あさみどりや、濃いはなだ、染めかけたりと、見るまでに、玉ひかる、下ひかる、しんきやう、すさかの垂り柳、まだい田井となる、せんざい、秋萩、なでしこ、からほひ、しだり柳。

といふがあるが、「しんきやう」は新京、「すさか」は朱雀であつて、これまた平安京の朱雀大路の柳條を謳へるものである。平安京を新京と云つてゐるところを見ると、この催馬樂は、平安奠都後まだ幾くもない時代に作られたものであらう。

この我が王朝の街路樹は、他のあらゆる文物と同様に、唐から輸入せられたものであることは疑がない。支那に於いて街路樹が植ゑ初められたのは、何時の頃からか明かでないが、我が王朝と交渉の多かつた唐の時代には、長安、洛陽の兩京の街路、及び諸國の驛路に街路樹が立ち並んで

ゐたことは、諸書に明證がある。即ち唐會要、卷八十六には、

開元二十八年正月十三日。令兩京道路並種果樹。令殿中侍御史鄭審充使。

とあり、又

大曆八年七月勅。諸道官路。不得令有耕種。及斫伐樹木。其有官處。勾當填補。

とあるが、これ即ち唐の諸官道に街路樹の植ゑられてゐた證據である。又同書、同卷には、

(貞元)十二年。官街樹缺。所司植榆以補之。京兆尹吳湊曰。榆非九衢之玩。亟命易之以槐。

とあり、又

(太和)九年八月勅。諸街添補樹。並委左右街使。裁種價折。領於京兆府。仍限八月栽畢。其分析聞奏。

とあるが、これ即ち長安の大路に街路樹が植ゑられてゐた證據である。我が國の驛路に初めて菓樹を植ゑた天平寶字三年の制が、唐の開元二十八年の制の模倣であること

は、右に掲げた類聚三代格の文と唐會要の文とを比較することによつて、明かにこれを認めることができる。元亨釋書によれば、驛路に菓樹を植ゑんことを奏言した東大寺の僧普照は、聖武天皇の天平年間に、僧榮睿と共に勅を拜して唐に航し、長安福光寺の定賓律師に就いて戒律を受け、揚州に下つて鑑眞の東征を促し、孝謙天皇の天平勝寶六年、鑑眞と共に遣唐副使大伴胡の船に乗つて歸朝した學僧である。故に普照の右の奏言は、彼が唐國に於いて實見した右の開元二十八年——この年は我が天平十二年に當つてゐる——の制度によつて、爲されたものであるに相違ない。又我が平安京の街路樹が唐制の模倣に成ることは、平安京の條坊その他がすべて唐の兩京の制度を範としたものであることから推しても證明の必要はないと思ふ。

二 街路樹の目的

近代都市に於ける街路樹の目的は、主として市民の衛生保健にあると云つてよい。近代都市に於ける人口の集中と

交通の頻繁とは、炭酸瓦斯と塵芥の充滿した恐るべき不健康な大氣を作る。この混濁せる大氣を街路樹のもつ植物的物理的なる作用によつて淨化することこそ、實に近代都市の街路樹に負はされた任務の最大なるものである。都市の美觀を保つといふことも、勿論近代都市の街路樹の有する目的の一つであるが、その事も市相の美觀が都市の見物人に與へる心理的な影響といふよりは、寧ろそれが市民に與へる感覺的な影響といふことに重點が置かれてゐる。

これに反して、唐の兩京及び我が平城京、平安京に於ける街路樹の目的は、帝都の偉觀を保つて、帝王の尊貴を内外に示すといふことに置かれてゐる。支那の都城に見られる峨々たる城壁、巍々たる宮殿、井然たる街路、何れか帝王の威を來朝の蕃夷に示すものに非ざらんやである。されば唐の兩京に於ける街路樹は、

楡非九衢之玩。

と稱して、植ゑ代へるに槐を以てしたといふ唐會要の記事によつて明かなる如く、その亭々たる樹姿と、整然たる配

置とによつて、街衢の偉容を示すと同時に、その新緑が都城の采瓦、丹楹、白壁と相映じて、帝都の美觀を引立たしめることを目的とした。この都城の偉容によつて帝威を内外に示すといふ思想は、我が王朝の國家にも輸入せられて、それが平城、平安兩京の都市計畫の指導精神となつた。聖武天皇の神龜元年十一月、太政官が

上古淳朴。冬穴夏巢。後世聖人。代以宮室。亦有京師。帝王爲居。萬國所朝。非是壯麗。何以表德。

云々と奏して、京中の五位已上、及び庶民の營むに堪へたる者に命じて、瓦葺の家屋を築造せしめ、赤白の粉を以て柱楹を塗らしめたのは、即ちこの指導精神のあらはれである。故に我が平安京の街路樹も、また唐の兩京のそれと同一の目的をもつたものであると解さねばならない。平城天皇の大同元年八月に發せられた太政官符には、

一山岳於國爲禮事。

右同前符稱。山岳之體於國爲禮。又如山城國葛野郡大井山等類。並勿伐損者。須國司親巡歷覽山岳。

檢録四至分明勝示。勿令百姓疑滯鬱結彼心。
なる一條があり、又桓武天皇の延暦十七年十二月に發せられた太政官符には、

其京城側近高顯山野常令衛府守。及行幸經過顯望山岡。依舊不改莫令祈損。此等山野並具錄四至分明勝示。不得因此盪及遠處。仍國郡官司專當糾察。

とあつて、平安京附近の山々の樹木は、また皇城の美觀を保存すると云ふ見地から、其の伐採が禁止せられて居る。

京外の樹木ですら皇城美觀の見地から保護せられてゐるのであるから、京内の街路樹が同一の見地から保護せられ、保存せられたことは言を俟たない。故文學士理學士澤田吾一氏の研究に據れば、平城京の廣袤は大體今日の金澤市に等しく、その人口は二十萬内外であつたと云ふから、平安京の人口は、如何に多く見積つても三十萬を出でなかつたと思ふ。故に平安京に於いては、人口の密集による炭酸瓦斯の過剰といふやうなことは、全く問題にならなかつたと思ふ。従つて平安京の街路樹が京中の空氣を淨化したこと

は、街路樹の植ゑられた結果であつたかも知れぬが、その目的ではなかつたと云はねばならない。延喜左京職式には凡京中閑地者。不論貧富。量力播種時營作。並加勸課令盡地利。とあり、又

凡朱雀大路放飼馬牛。繫充職中雜事。隨其主來即加決罰放免。

とあるから、延喜天曆の頃の平安京には、『京に田舎あり』の諺の如く、京中の空閑地に畠が作られて居り、又朱雀大路の眞中には、草が蓬々と生えてゐて、其處で牛馬が放牧されてゐたといふやうな有様であつたのである。故に朱雀大路の南端にある羅生門の附近などは、夜になれば人通りなどは全くなかつたものと見えて、古今著聞集には、羅生門が盜賊の栖家となつてゐた話が見えてゐる。渡邊綱が羅生門の鬼を退治したといふやうな話も、全くこれから出た話である。これを要するに平安京は、店舗軒を並べて、土一升金一升を争つた近世都市や、天を摩すビルディングの

窓が、穴居時代の佛を偲ばすやうな近代都市とは似もつかないものであつて、同じやうに街路樹はあつても、その街路樹のもつ目的は全然違つたものであつたのである。

近代都市の街路樹の目的が、衛生保健を主とするに反して、近代の郊外地の街路樹は、風致の保存を主たる目的としてゐる。併し我が王朝の諸國驛路の街路樹は、前節に掲げた天平寶字三年六月の格によつて知られる如く、旅行者に休息の蔭を與へ、その飢渴を救ふことを目的とした。當時諸國の百姓の運脚夫となつて調庸の物を京都に輸送する百姓は、非常な勞苦を嘗めたのであつて、その悲惨の状は天平寶字元年十月六日の勅に

諸國庸調脚夫。事畢歸_レ郷。路遠糧絕。又行路病人無_レ親恤養。欲_レ免_二飢死_一。餽_レ口假_レ生。並辛_二苦途中_一。遂致_二橫斃_一。

云々とあるによつても知られる。東大寺の普照は、恐らくこの運調脚夫の悲惨なる状態を座視するに忍びず、唐國の例を思ひ出して前記の奏言を爲し、官の嘉納を得たものと

思はれる。故に我が國の街路樹は、實に僧侶の美しい慈悲心によつて創始せられたものである。而してこの本邦街路樹の創始者とも云ふべき普照法師の名は、道橋の架設に偉績のあつた道登、行基、空海等の名と共に、永く國民の記憶に留めらるべきであらうと思ふ。

三 街路樹の種類

唐の兩京に於いて、街路樹として植ゑられた樹木は、前述の如く、主として榆と槐との二種であつた。榆は榆科の落葉喬木であつて、高さ百餘尺、周圍十五尺餘に達するものがある。樹皮は深褐色、葉は櫻の葉に似、花は鐘狀を爲し、實は扁圓にして膜質の翼を有してゐる。これをニレといふは、その樹皮を碎いて粉にしたものを練り、これを石又は瓦を接合するに用ひることから起つたと云はれてゐる。槐は豆科の落葉喬木であつて、高さ四五十尺、周圍七八尺に及ぶものがある。樹皮は淡黒褐色、葉は羽狀の複葉にして合觀樹の如く就眠運動をなし、花は初夏の候に開

き、實は扁平にして小さく硬い。和名類聚抄に惠^ニ通^ス須^スとあるものは、即ちこの樹である。楡は我が國に於いても、信濃、武藏の秩父、阿波、北海道の中部等に多く産するが、楡は我が國には尠い。私の印象に遺つてゐる楡の木は、北海道の札幌農科大學の庭にある楡の木であり、又私の印象に遺つてゐる楡の樹は、山東省曲阜の聖廟にある子貢の植ゑたといふ楡の木である。長安の街路樹に植ゑられた楡に就いて、太平廣記卷二百四十三に面白い話が見えてゐる。唐の大曆建中の頃、扶風の竇父といふ男は、長安の貧民窟の子供等を日に餅三枚錢十五文を與へて雇ひ入れ、これに布の袋を一つ宛持たせて、街路に落ちてゐる楡の實を拾はしめ、月餘にして車に二臺の楡子を得、これを賣つて大儲けをした。一寸日本の河村瑞軒の話に似た話である。

我が平安京の街路樹は、前述の如く唐の兩京の街路樹を模倣したものであるが、その樹種は支那のそれとは違つて、日本風なる柳と櫻とであつた。凌雲集には、

皇城陌上[○]楡[○]風[○]隸[○]。天漢波間桂月明。不^レ知誰家郎第幾。

寫^レ鸞^レ模^レ鳳^レ以^レ吹^レ笙。金商繞^レ曲秋聲亮。玉管成^レ文夜響清。王子偶仙何處在。落濱遺態使人驚。

といふ菅原清公の詩があるから、平安京に於いても亦楡が街路樹として植ゑられたやうに思はれるが、清公は『我是東蕃京。懷^レ思^レ入^レ聖唐。』と自ら吟じた程の支那崇拜家であるから、實際には柳を見ても、支那風に楡と云つたのかも知れない。楡も我が國に産しないことはないが、街路樹にする程澤山はないから、右の詩によつて平安京の街路樹に楡があつたと斷定するのは危険であらう。楡は、養老の營繕令に、

凡堤内外並堤上。多植楡柳雜樹。充堤堰用。

といふ條文があるから、京中の堀川の邊などには、植ゑられてゐたものと思ふが、これを街路樹に用ひた明證はない。柳が我が平安京に於ける街路樹の最も主なるものであつたことは、前々節に引ける凌雲集の詩並びに催馬樂の謡によつて既に明かであるが、尙この事を確證する爲めに國の正史である續日本後紀の記事を引用して置かう。

承和三年七月戊子。雷雨殊切。人皆蟄伏。至于夜分。震。朱雀柳樹。

承和五年八月己亥。霹靂於監物前柳樹。往還人休于樹下。一男震死。一女傷。一童纒存。一女無恙。

兩條とも京中の街路樹たる柳に雷が落ちた記事である。

これを以て見れば、平安京の柳樹は、凌雲集の詩にある如く、都囂も見えない程亭々として生ひ茂つてゐた大樹であつたことが想像せられる。櫻が平安京の街路樹に植ゑられてゐたことに就いては、確かな證據はない。併し私は、古今集、卷一春の部に收められてゐる。

見渡せば、柳櫻をこき交せて、都ぞ春の錦なりけりといふ素性法師の歌は、これを高い所から京中の街衢の柳と庭内の櫻とを詠んだものと解するよりは、街頭に立つて街路樹の柳櫻を詠んだものと解する方が自然であると考へる。花山天皇は、櫻は幹だち憎さげであるからと云ふので、これを築土の外に植ゑ並べられたといふこともあるから、櫻が街路樹にならなかつたといふことはできない。櫻

は刈込みができないから、街路樹としては不適當であるといふ説もあるが、當時の街路樹は、前述の如く、帝都の偉容を示すことを目的としたものであるから、いくら大きくなつても差支なかつたのである。故に私は、櫻も亦平安京に於て街路樹として植ゑられたものと思ふ。

諸國驛路の街路樹は、格文に菓樹とあるのみで、その樹種は不明であるが、支那では棗が主であり、日本では桃柿の類が主であつたやうである。更科日記には、治安元年十月晦日、常陸介菅原孝標任果てて歸京の途次、參河國二村山の柿の木の下に宿り、終夜草廬の上に落ちてくる柿の實を拾うて食つたことが見えてゐるが、この柿の木などは或ひは驛路の兩側に植ゑられた菓樹であつたのかも知れない。

四 街路樹の配置

平安京に於ける街路樹の配置を見る爲めには、まづ平安京の街路の構造を見なければならぬ。延喜左京職式に據れば、平安京の街路には、大體大路、小路、小徑なる三つ

の等級があつて、その中の大路には更に二十八丈、十七丈、十二丈、十丈、八丈の五等、小徑には一丈五尺、一丈の二等があつたことが知られる。二十八丈の幅員を有する大路は、即ち京の中央を南北に走る朱雀大路であり、十七丈、十二丈の大路は、宮城の周圍を南北、東西に走る大路であり、十丈の大路は、京極を東西南北に走る大路である。故に平安京の普通の大路は八丈であり、小路はその半分なる四丈であり、小徑は東西市の特別區域を除いては皆一丈五尺である。斯やうに京中の街路の幅員はまちまちであるが、その構造は、小徑を除いては皆同じであつて、中央に通路即ち車道があり、兩側に大行と稱する歩道がある。さうして、車道と歩道との間には溝があり、歩道の端には築土の垣がある。

京中の街路樹は、前掲の多治比真清の詩に

兩々三々夾道斜。

とあるによつて想像され得る如く、この大路、小路の兩側の溝に添うて植ゑられてゐたものに相違ない。而して一つ

の街路樹と次の街路樹との間隔は、延喜左京職式に

凡神泉苑廻地十町内。令京職栽柳。町別七株

とあるによつて計算すれば、六間半許りである。催馬樂の

おほぢに、そひてのぼれる、あをやぎが花や、あをや

ぎがはなや、青柳が、しなひを見れば、今さかりなり

や、今さかりなりや、

といふ謡は、即ちこの整然と都大路の兩側に植ゑ並べられた街路樹の美しさを嘆美した歌謡である。

五 街路樹の保存

平安京の街路樹は、最初延暦廿四年十二月に廢止せられた造宮職の手によつて植ゑられたものであらうが、それより後は、枯れるに従つて左右京職及びその路に當れる諸官衙、諸家がこれを植ゑた。延喜左京職式には、即ち

凡道路邊樹。當司當家栽之。

とある。而して朱雀大路の柳樹を守る爲めには、特に四人の番人が置かれてゐたのであつて、延喜左京職式には、

即ち

守朱雀樹四人。(中略)

右依前件雇使。功食以搖錢充。其食人日米一升二合。鹽一勺。

とある。又類聚三代格、卷十六に見える次の官符によれば、京中を巡行する兵士も、亦街路樹を守る義務を持つてゐたことが知られる。

太政官符。

應每坊門置兵士十二人令朱雀道並夜行兵衛

巡檢兵士直否事。

右得左京職解僞。朱雀者兩京之通路也。左右帶垣人居相隔。東西分坊門衛无置。因茲書爲馬牛之關。夜爲盜賊之淵府。望請每坊門置兵士十二人。上下分番。互加掌護。即便令夜行之兵衛。每夜巡檢兵士之直否。然則柳樹之條自无摧折。行道之人方免侵奪者。右大臣宣依請。右京職准此。

貞觀四年三月八日

東海道岡崎宿の人馬繼立機構

和田篤憲

一 岡崎宿人馬繼立の實況

延享元年その一ヶ年に於て岡崎宿を上下せし馬匹は二萬八千七百七十五を算してゐる。その内上りは一萬二千九百六

十六疋、下りは一萬五千二百九疋であつた。其後十年目の寶曆四年に於ては馬匹二萬七千四百五十四、内、上り一萬二千七百三十七、下り、一萬四千七百十七を示したが、寶